

令和4年 天草市農業委員会第13回総会議事録

令和4年12月23日天草市役所本庁3階第3会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（13名）

1番	本田 実 君	2番	山下 和 弘 君
3番	金 棒 康 二 君	4番	淀 川 洋 一 君
5番	猪 原 真 滋 君	6番	中 村 三 千 人 君
7番	野 中 幸 廣 君	8番	平 岡 敬 則 君
9番	川 口 明 君	10番	富 崎 ます み 君
11番	黒 川 紀 世 子 君	12番	端 田 睦 子 君
13番	山 並 彰 一 郎 君		

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（0名）

な し

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5名）

事務局長	上 原 和 之	係 長	松 本 馨
書 記	井 上 拓 海	書 記	浦 川 優 也
書 記	濱 朋 也		

4、議事日程

開 会

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	議第108号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議第109号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4	議第110号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5	議第111号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
日程第6	議第112号 非農地証明書交付申請について
日程第7	報告事項について

閉 会

開 会 13時00分

○事務局（上原和之君） ただいまから令和4年天草市農業委員会第13回総会を開会いたします。それでは本田会長からご挨拶をお願いします。

○議長（本田実君） みなさんこんにちは。年末の忙しく、大変寒い中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。今年は珍しく、天草市で積雪が2回観測されるなど異常気象ともいえる状態にあります。大変な状態ですけれども、この気候に負けないように、頑張っていきたいなと思います。また、コロナウイルスについては、熊本県内で約4,000名確認されるなど、現在非常に蔓延しています。農業委員の皆さんはもちろん、農家の方にも感染をしないように指導をしていただければと思います。それと毎月、活動記録簿を皆さんに提出をしてもらっていますが、多くの方に、月間6件以上の報告を出していただいております。これには感謝をさせていただきます。引き続きどんな小さな活動でも構いませんので、記録簿に活動内容を書いていただければと思います。来年度からは、活動実績や成果実績に伴う能率給の絡みもありますので、月間10件を目標に活動していただきたいと思います。そして、先日議会がありまして、農業委員及び推進委員の月額の基本給の他に、別途能率給を支給する議案について、可決されたそうでございます。詳細については、後ほど事務局から説明をしていただきたいと思います。本日は3条が4件、4条が4件、5条が7件、利用権設定が17件、非農地が11件、合計43件の議案が提案されています。慎重なるご審議をしていただきながら進めていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○事務局（上原和之君） 本日は、すべての委員がご出席でございますので、総会は成立しておりますことをご報告いたします。

○議長（本田実君） これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） それでは、9番川口委員、10番富崎委員を指名します。

○議長（本田実君） 日程第2、議第108号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 資料②の1ページをご覧ください。1番について説明します。亀場町の譲受人は、熊本市の譲渡人より、亀場町の田と畑1,717㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の1ページをご覧ください。農地法許可基

準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には、水稻を栽培されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10番（富崎ますみ君） 10番富崎です。先日、井上推進委員と現地確認に行きました。現在、譲受人が借りられており、耕作されています。何も問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 2番について説明します。本町の譲受人は、本渡町の譲渡人より、本渡町の田10.57㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡苓北線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地にはプラムを栽培されています。以上です。

○4番（淀川洋一君） 4番淀川です。先日、現地確認を致しました。どこが田でどこが畔なのか境界が分からないような場所でしたが、何ら問題ないと思います。よろしくご審議お願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 3番について説明します。有明町の譲受人は、熊本市の譲渡人より、有明町の畑482㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道有明倉岳線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申

請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 1番本田です。12月21日に光崎推進委員と現地確認を致しました。譲受人が以前から管理を依頼されており、今回贈与で受け取られます。何ら問題ないと思います。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 4番について説明します。天草町の譲受人は、亀場町の譲渡人より、天草町の畑340㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡下田線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には、野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○9番（川口明君） 9番川口です。12月20日に現地確認を致しました。その後、野田推進委員さんに電話で状況確認を致しました。何ら問題ないと思っております。ご審議方よろしくお願い致します。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第3、議第109号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 資料②の2ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は佐伊津町の個人で、佐伊津町の田33㎡を宅地拡張する案件です。スクリーンをご覧ください。

さい。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 以上の広がりのある第 1 種農地です。第 1 種農地は原則として許可できませんが、既存施設の拡張のため、例外的に許可することが可能となっております。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、測量の結果により農地の一部が宅地になっていると判明したため宅地拡張し、住宅 1 棟、車庫 1 棟、庭として利用する計画です。資料③の 2 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に転用済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○12 番（端田睦子君） 12 番端田です。12 月 20 日に確認に行きました。ここは、隣接する宅地の一部分となっており、今後も利用を継続していきたいという事でした。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 2 番について説明します。転用者は南新町の個人で、中村町の畑 510 m²を貸事務所へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。申請地は、土地区画整理法第 2 条第 1 項に規定する土地区画整理事業又はこれに準ずる事業として農林水産省令で定めるものの施行に係る第 3 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、貸事務所として需要が見込まれるため、貸事務所 1 棟、駐車場 13 台として利用する計画です。資料③の 3 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に転用済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4 番（淀川洋一君） 4 番淀川です。こちら先日も、現地確認を致しました。事務局の説明

どおり、既に転用されていますが、始末書も出ておりますので、何ら問題ないかと思えます。また、この地区は宅地化が進んでいる場所でございます。駐車場等に転用するのは、適切ではないかと思えます。以上です。ご審議お願い致します。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 3番について説明します。転用者は栖本町の個人で、栖本町の田と畑 556 m²を宅地拡張する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 266 号線の南側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、駐車スペースが不足しているため、住宅 1 棟、倉庫 1 棟、車庫 2 棟、自家用・作業用駐車場 6 台、社員用駐車場 3 台、来客用駐車場 2 台、農機具置場、庭として利用する計画です。資料③の 4 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に転用済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○5 番（猪原真滋君） 5 番猪原です。始末書にありますように、以前から会社の駐車場として、既に埋め立てられて利用されております。何ら問題はないかと思えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 4番について説明します。転用者は新和町の個人で、新和町の田 860

m²を農業用倉庫へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡牛深線の東側にある農地です。申請地は、農用区域内農地です。農用区域内農地は原則転用許可できませんが、農業用施設のため、例外規定にあてはまり、許可することが、可能となっております。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、農業用機械を入れるための倉庫が必要なため、農業用倉庫1棟、作業スペースとして利用する計画です。資料③の5ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、先月の総会で同じ申請者から始末書案件として申請があがりましたが、今回の案件は、農用区域内あり、農用区域内の用途変更申請が必要だったため、今月の申請となりました。先月と同じく、勘違いされているの始末書となっておりますので、ご協議いただければと思います。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○6番（中村三千人君） 6番中村です。先日、池田推進委員と現地の確認に参りました。事務局の説明のとおりでございます。もう既に倉庫が建っております。何ら問題はないかと思っておりますが、ご審議方よろしくお願い致します。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第4、議第110号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 資料②の3ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は大浜町の法人で、亀場町の田989m²に賃貸借権を設定し、中古車展示場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、中古車展示場として利用したいため、中古車置場26台、管理事務所1棟、通路として

整備し利用する計画です。資料③の6ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10番（富崎ますみ君） 10番富崎です。先日、井上推進委員と現地確認に行きました。動画でご覧のとおり、耕作をされているような印象がありますけども、譲られるという事です。このあたりは、商業地に変わってきていることもあり、仕方がないのかなと思います。農業用水路については、井上推進委員とも話しましたが、きちんと考えて整備していただきたいなと思いました。よろしくをお願いします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 2番について説明します。転用者は本町の個人で、本渡町の田5.26㎡を贈与により取得し、貸駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡芥北線の北側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、測量の結果により判明した農地を駐車場にしたいため、駐車場3台、通路として利用する計画です。資料③の7ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、譲受人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4番（淀川洋一君） 4番淀川です。こちらも先日、現地確認を致しました。事務局の説明どおりで、先月に転用申請があり、許可を受けた土地に隣接した農地です。既にコンクリート壁ができています。おそらく地主の方が、境が全く分からない状態で、転用されたのではないかなと思います。何ら問題はないかと思しますので、ご審議方よろしくをお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(濱朋也君) 3番について説明します。転用者は熊本市の個人で、八幡町の田792㎡に賃貸借権を設定し、クリニック施設へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業又はこれに準ずる事業として農林水産省令で定めるものの施行に係る第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、クリニック施設を新設したいため、クリニック施設1棟、駐車場23台、駐輪場として整備し利用する計画です。資料③の8ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4番(淀川洋一君) 4番淀川です。こちらも先日、現地確認を致しました。事務局の説明どおりで問題ないかと思っておりますので、ご審議方よろしくお願い致します。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(濱朋也君) 4番について説明します。転用者は東浜町の法人で、今釜町の田と畑1,379㎡を売買により取得し、宅地分譲する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、住宅用地として需要が見込まれるため、宅地7区画、道路として整備し利用する計画です。資料③の9ページをご覧ください。農地

法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4番（淀川洋一君） 4番淀川です。こちら先日も先日、現地確認を致しました。事務局の説明どおりで、写真のとおり、遊休農地になっているような場所です。宅地に転用されたほうが個人的には良いのかなと思いついて参りました。ご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 資料②の4ページをご覧ください。5番について説明します。転用者は亀場町の個人で、栢宇土町の田49㎡を贈与により取得し、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅1棟、駐車場2台、転回スペース、庭として整備し、利用する計画です。資料③の10ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10番（富崎ますみ君） 10番富崎です。先日、井上推進委員と現地確認に行ってきた。現地の写真をご覧のとおり宅地が不足しており、こちらの隣接した農地を使いたいのかなと思いましたが。井上推進委員さんとも話しましたが、不思議に思ったのが、5条1番の譲受人とこの案件の貸渡人が同姓同名であったことです。おそらく違う方だと思われます。よろしく申し上げます。以上です。

○議長（本田実君） 同姓同名で、同一人物ではないと思いますが、間違いありませんか。

○事務局（浦川優也君） 間違いありません。

○議長（本田実君） 分かりました。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

せんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(浦川優也君) 6番について説明します。転用者は天草町の個人で、天草町の畑433㎡を売買により取得し、資材置場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道389号線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、漁に使用する道具置場として利用したいため、物置1棟、資材置場、駐車場2台、転回スペース、通路として利用する計画です。資料③の11ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に転用済みのため、譲渡人より始末書が提出されています。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○9番(川口明君) 9番川口です。12月20日に現地の確認に行ってきた。始末書も提出されており、何ら問題ないと思っております。ご審議方よろしく申し上げます。以上です。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、7番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(浦川優也君) 7番について説明します。この案件は、令和4年4月に農用地区域からの除外申請があり、令和4年天草市農業委員会第6回総会において許可見込みありと判断され、令和4年10月に除外されたものです。転用者は京都市の法人で、河浦町の田1,618㎡に地上権を設定し、太陽光発電設備へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色

した国道 266 号線の西側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、太陽光発電設備を設置し、売電収入を得たいため、太陽光パネル 360 枚として整備し利用する計画です。資料③の 12 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に一部造成済みのため、借受人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○7 番（野中幸廣君） 7 番野中です。12 月 20 日に田中推進委員と現地の確認に行きました。田中推進委員の話では先日、資材があったというような話だったので、行って見たところなかったのが、勘違いをされたのかなという話をしました。問題はないかと思いますが、なぜ造成しているのが分かったのかを教えて欲しいなと思います。

○事務局（浦川優也君） なぜわかったのかをお伝えします。まず太陽光の工事を行う業者さんと転用許可の申請をされる方は全く別の方です。申請をされた方から、事務局に電話がかかってきました。業者の方が既に工事をされていますが、許可は出ていましたかという問い合わせがありました。農業委員会の方は、許可は出ていなかったの、その旨を申請者にお伝えしました。そこで工事業者さんと申請された方とのやり取りが上手くいってなかったことが分かりました。そのため今回、農業委員会に追認許可の申請を速やかに出してもらいました。以上です。

○7 番（野中幸廣君） 分かりました。確かに資材が置いてあったという話がありまして、一部に杭も打ってあったので、造成されたのは間違いはないかなと思います。審議方よろしく願います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第 5、議第 111 号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題とします。それでは事務局より一括で説明をお願い致します。

○事務局（井上拓海君） 資料②の 5 ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について説明します。所有権移転の計画が 0 件、利用権の新規設定の計

画が8件、再設定が9件、合計17件で、筆数38筆、総面積が80,155㎡となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の13ページの審査資料の利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件を全て満たしております。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定いたします。

○議長（本田実君） 日程第6、議第112号、非農地証明書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 非農地証明書交付申請件数は、本渡地域が4件、有明地域が2件、栖本地域が1件、新和地域が1件、五和地域が1件、天草地域が1件、河浦地域が1件の計11件です。筆数は全体31筆、面積は37,259㎡となっております。資料③の14ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らし、事務局で現地確認を実施し、判断した現況を参考までに資料②の15ページ・16ページの現況欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。1番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が2番から5番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇と〇〇へそれぞれ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で2枚あります。2枚目です。次が現地の写真です。こちらも全部で2枚あります。2枚目です。次に6番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が7番と8番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が9番から12番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇と〇〇へ約〇〇kmと〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で2枚あります。2枚目です。次が現地の写真になります。こちらも全部で2枚あります。2枚目です。次が13番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が14番と15番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇と〇〇へ約〇〇kmと〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で2枚あります。2枚目です。次が現地の写真です。次が16番から19番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇

kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。全部で2枚あります。2枚目です。次が20番から24番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇と〇〇へ約〇〇kmと〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で2枚あります。2枚目です。次が現地の写真になります。こちら全部で2枚あります。2枚目です。次が25番から30番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmと〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で2枚あります。2枚目です。次が現地の写真になります。全部で3枚あります。2枚目です。3枚目です。次に31番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして再度確認いたします。1番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 2番から5番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 6番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 7番と8番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 9番から12番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

- 議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）
- 議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。
- 議長（本田実君） 13 番について意見及び質疑はございませんか。
（質疑なしの声あり）
- 議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）
- 議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。
- 議長（本田実君） 14 番と 15 番について意見及び質疑はございませんか。
（質疑なしの声あり）
- 議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）
- 議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。
- 議長（本田実君） 16 番から 19 番について意見及び質疑はございませんか。
（質疑なしの声あり）
- 議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）
- 議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。
- 議長（本田実君） 20 番から 24 番について意見及び質疑はございませんか。
（質疑なしの声あり）
- 議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）
- 議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。
- 議長（本田実君） 25 番から 30 番について意見及び質疑はございませんか。
（質疑なしの声あり）
- 議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）
- 議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。
- 議長（本田実君） 31 番について意見及び質疑はございませんか。
（質疑なしの声あり）
- 議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 日程第7、報告事項について事務局よりお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 資料②の17ページをご覧ください。農地利用・形状変更届は1件。

田を畑として利用したいというものでした。第4条の許可不要転用届は1件。農業用倉庫として利用したいというものでした。第5条の許可不要転用届はありませんでした。以上です。

○議長（本田実君） これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。これをもちまして、令和4年天草市農業委員会第13回総会を閉会致します。

閉 会 14時00分

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長 本田 美

署名委員 富崎 ますみ

署名委員 川口 明